

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年9月24日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「砂防指定地河川「郷川」に架かる県道吉名停車場線の「峠橋」が、集中豪雨などの自然災害により被害を受けたり、流水量が危険水位を超えたり、又は護岸を越えてあふれ出したりしたそれぞれの事実を記録した資料等（対象とする期間は、峠橋が設置された1954年以降、開示請求日までとします。）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年10月7日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年11月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、以下のとおりである。

(1) 異議申立書

平成15年10月7日付け東広建竹第164号による行政文書不存在通知書は、竹原支局自身が作成した平成15年9月12日付け東広建竹第51号の弁明書の中において説明した砂防指定区域の考え方の記述に関する基本的な根拠を隠匿するものである。

当該事実関係を記述したものが存在しないという処分は、担当職員の感じ方という法的根拠のない中傷的な説明をもって、裁量権を濫用した結果であることから、申請人の権利を著しく侵害するものであり、当該不適法な処分に対して不服を申し立てるものである。

また、当該処分の内容のとおり、自らが弁明書の中で説明した砂防指定地

の指定区域の下流部に関する事柄であるにもかかわらず、その事実関係のうち、峠橋の被災関係を記述した文書等は一切ないとする処分は、その根拠をうやむやにしようと隠匿したものである。

異議申立人が平成 15 年 10 月 21 日付けで提出した反論書の記載内容のとおり、竹原支局の行政判断（裁量行為）は全く不当なものであると結論付けられるため、不服申立てを行います。

(2) 意見書

不服申立ての趣旨は、異議申立書のとおりです。

なお、補足説明として、次のとおり記述します。

平成 17 年 11 月 14 日付け東広建竹第 243 号の理由説明書によれば、「峠橋が集中豪雨などの自然災害により被害を受けたり、流量が危険水位を超えたり、又は護岸を越えてあふれ出した文書は存在せず、隠匿の事実はない。」と明記されています。

広島県は、平成 15 年 9 月 12 日付け東広建竹第 51 号の弁明書の中で、「峠橋（昭和 29 年設置）の設置方法は、砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（昭和 49 年通達）に適合していない。」と認めています。このことから、峠橋は現在の安全基準を充足しておらず、集中豪雨などの際には地域の安全を確保するため、十分な監視活動をする必要があると考えられます。

開示請求の対象とした文書は、砂防行政を所掌する部署が本来の職務として当然に作成（記録）しているべきものであります。速やかに、適正な開示決定を行うよう要求します。

広島県は、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号の不許可処分において、（1）近くに橋があり、（2）進入路もあるという不当な理由を絶大な裁量権をもって明記しましたが、これは、不法占用の橋を放置している砂防行政の事実を隠匿する一方で、命を守るために橋を設置したいと申請した善良な国民を切り捨てた悪徳非道な行政処分であり、当該行政処分並びに条例の趣旨に反する数々の不当な開示決定等に対して嚴重に抗議します。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由などについては、以下のとおりである。

峠橋が集中豪雨などの自然災害により被害を受けたり、流量が危険水位を超えたり、又は護岸を越えてあふれ出したりした事実を記録した文書は存在せず、隠匿の事実はない。

なお、砂防指定地の指定については、上流域から影響範囲を一体的に防護する地域を対象とするものであり、その必要性は、当該地域における被災の事実の有無のみにより判断されるものではない。

以上のとおり、本件対象文書は存在しないことから、条例第 7 条第 2 項により行政文書不存在通知を行ったものであり、本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、県道吉名停車場線の峠橋が、集中豪雨などの自然災害により被害を受けたり、流量が危険水位を超えたり、又は護岸を越えてあふれ出

したりしたそれぞれの事実を記録した資料等である。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、峠橋（昭和 29 年設置）の設置方法は、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準」（昭和 49 年 7 月 1 日付け建河砂発第 40 号、以下「橋梁等設置基準」という。）に適合していないことから、峠橋は現在の安全基準を充足しておらず、集中豪雨などの際には地域の安全を確保するため、十分な監視活動をする必要があり、本件対象文書は、砂防行政を所掌する部署が本来の職務として当然に作成しているべきものであると主張する。

砂防指定地の指定は、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により、「砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」として国土交通大臣が指定したものであり、その管理については、砂防法第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づき、実施機関において、管理条例を制定し必要な規制等を行うこととされている。

このことから、当該砂防指定地の管理は実施機関が行うこととなるが、その内容は実施機関が主張するように、当該砂防指定地内の上流域から影響範囲を一体的に防護するものであり、峠橋付近のみの安全性を個別に管理することを義務付けたものではない。

また、当審査会で橋梁等設置基準を見分したが、当該基準の施行前に設置された橋梁について、十分な監視活動を行うよう義務付けた規定は見当たらなかった。

さらに、当審査会で峠橋付近の流量などを把握するために必要となる水位計の設置について実施機関に確認したところ、実施機関においては設置していないとの説明があった。

以上のことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張が不合理であるとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 1. 31	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 2. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 7. 26 (平成 23 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 8. 30 (平成 23 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授